

9

安全な水道水

1

適切な水質検査

現状

水道事業者は、供給する水道水が給水栓において水質基準に適合し安全であることを確認するため、法律で定められた水質検査を定期的に行わなければなりません。水道法及び各種法令に基づき、過去の水質検査結果や水質状況を総合的に考慮しながら、水質検査を計画・実施しています。

水質基準

水質基準とは、水道水の飲用により健康を害したりすることのないよう、法律（水道法第4条等）により定められています。

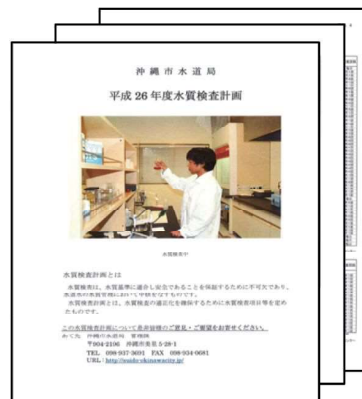
水道水は、水質基準に適合するものでなければならず、水道事業者は水質の検査を義務付けされています。水質基準は厚生労働省により最新の科学的知見に照らして検討・改正が行われます。

水質検査計画

水道の原水及び浄水の状況を踏まえ、年度開始前に水質検査計画を策定し、公表しています。硬度・色濁度・残留塩素・pH値、電気伝導率については、水道局で検査を実施していますが、水質検査の精度を向上させ業務の効率化を進めるため高度な分析機器を必要とする有機化合物や消毒副生成物等については、民間の検査機関に委託しています。



水質検査を行っている様子
(沖縄市水道局：水質検査室)



平成26年 水質検査計画

10. 安全な水道水

1. 適切な水質検査

安全

持続

水質基準項目

水質基準項目は、人の健康に関連する項目と水道水が有すべき性状に関連する項目との2種類に分けられています。大腸菌・トリハロメタンなどの健康に関連する項目は、生涯にわたって連続的に摂取しても人の健康に影響が生じないように基準が定められています。また、色・濁り・匂いなどの性状に関連する項目は、生活利用上、あるいは、水道施設管理において障害が生ずる恐れのないよう基準が設定されています。

〔水道基準項目(51項目)は、定期的に民間検査機関において検査しており、すべて基準値内となっています。 ※51項目 平成26年4月時点〕

水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目とは、水質基準を補完する項目であり、今後、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期するために、水質管理上、留意する項目として設定されています。水質基準項目と重複した項目もありますが、より質の高い水道水を目指して基準値より厳しい目標値が設定されています。

平成26年4月時点での項目数は26項目となっていますが、水源地域の使用実績を鑑み北谷浄水場系統では16項目、石川浄水場系統では12項目を水質検査の対象としています。

〔水質管理目標設定項目は、定期的に民間検査機関において検査しております。 ※26項目 平成26年4月時点〕

これからの取り組み

水は、人間が生活する上でなくてはならないものです。水道事業は、安心安全な水道水を市民の皆様に継続して供給していく義務があります。

今後も広報紙やホームページ等を活用し、水質検査計画や水質基準項目における水質検査結果公表を行い、水道水が安全で良質であることを周知・ご理解していただく取り組みを強化します。

また、検査機器の更新や水質に関する研修への積極的な参加を行い、水質検査の精度向上に努めます。